

ID: 1910

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第139条第1項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (定款の変更等) 第139条 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁(以下この章において「認定所轄庁」という。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。 3 社会福祉連携推進法人は、第1項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならない。 4 第34条の2第3項の規定は、社会福祉連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日